

令和3年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和3年11月19日 金曜日

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

開会及び閉会の日時

開会 令和3年11月19日 午後1時34分

閉会 令和3年11月19日 午後2時15分

出席議員（30人）

1番	盆野明弘	2番	加藤美江子
3番	市川典子	5番	藤本亨
6番	浜口和久	7番	山路茂
8番	道端脩	9番	平野勝弘
10番	南澤幸美	11番	杉野浩二
12番	森雅之	13番	永岡禎
14番	下村新吾	15番	西口昌利
16番	木下順一	17番	山本洋信
18番	岡正光	20番	大森秀俊
21番	市川岳人	22番	服部芙二夫
24番	柴田孝之	25番	矢野純男
26番	城田政幸	27番	久保行央
28番	世古口哲哉	29番	大森正信
30番	風口尚	32番	谷口宏嗣
35番	大畑覚	36番	向井健雅

欠席議員（5人）

4番	樋口博己	19番	橋爪政吉
23番	水谷俊郎	31番	中村忠彦
33番	上村久仁		

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 中谷裕子 書記 南 研志
書記 杉野まり

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前 葉 泰 幸	副広域連合長	辻 村 修 一
副広域連合長	加 藤 隆	監 査 委 員	松 原 克 也
事 務 局 長	前 田 達	会 計 管 理 者	川 合 清 久
次長兼総務企画課長	樋 口 智 子	事 業 課 長	安 田 薫
事業課主幹	太 田 公 孝	事 業 課 主 幹	後 藤 静 香
事業課主幹	山 崎 剛		

議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定
- 第2 諸般の報告
- 第3 議長の選挙

議事日程（第1号の2）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 承認第1号 専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第2号 専決処分の承認について（三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約）
- 第7 議案第9号 副広域連合長の選任同意について
- 第8 議案第10号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第9 認定第1号 令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第2号 令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

会議に付した事件

議事日程のとおり

議事等の経過

○書記（中谷裕子君）

書記の中谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。開会に先立ちまして、令和3年2月に開催いたしました令和3年第1回定例会以降、当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、松阪市の堀端 脩議員でございます。

○議員（堀端 脩君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

続きまして、鈴鹿市の森 雅之議員でございます。

○議員（森 雅之君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

続きまして、名張市の永岡 禎議員でございます。

○議員（永岡 禎君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

続きまして、尾鷲市の下村 新吾議員でございます。

○議員（下村 新吾君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

続きまして、伊賀市の市川 岳人議員でございます。

○議員（市川岳人君）

よろしく申し上げます。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

続きまして、玉城町の風口 尚議員でございます。

○議員（風口 尚君）

よろしく申し上げます。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

続きまして、大紀町の谷口 宏嗣議員でございます。

○議員（谷口宏嗣君）

よろしく申し上げます。（拍手）

○書記（中谷裕子君）

鈴鹿市の杉野 浩二議員、鳥羽市の木下 順一議員、木曾岬町の服部 英二夫議員におかれましては、任期満了などがございましたが、再度選出され、引き続き就任いただいております。

また、本日欠席の御連絡をいただいておりますが、新たに選出されました議員といたしまして、四日市市の樋口 博己議員、南伊勢町の上村 久仁議員を御紹介させていただきます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

次に、この閉会中、議長、副議長が選出元の市町において任期満了となられたことに伴いまして、現在、議長職、副議長職が空席となっております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中から、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、桑名市より選出の南澤 幸美議員が年長の議員でありますので、御紹介いたします。南澤議員、議長席に、御着席願います。

午後1時34分 開会

○臨時議長（南澤幸美君）

皆さん、こんにちは。

ただいま、御紹介いただきました桑名市の南澤でございます。議長選出までの間、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

ただいまの出席議員数は、30名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、令和3年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

○広域連合長（前葉泰幸君）
議長。

○臨時議長（南澤幸美君）
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

三重県後期高齢者医療後期連合広域連合長を務めさせていただいております前葉泰幸でございます。

新たに議員ご就任いただいた皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

令和3年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、御多用のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年6月、国会において、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法が成立し、医療機関窓口での2割負担が新たに設けられました。三重県においても全被保険者の20%、約5万6,000人の被保険者が対象となる見込みです。

なお、施行日は、令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間に、政令により定められますことから、来年度の後半ということになります。施行日に向けて、被保険者に対し、きめ細かく周知広報を図って参ります。

いよいよ来年度から団塊の世代が後期高齢者となり、制度改正への対応や新たな保健事業の取組みをさらに推進していくなかで、令和4年度から令和7年度までの4年間で、三重県においても現在より被保険者数が、実質約4万人増え、令和7年度には、31万5,000人となる見込みです。この被保険者の増に伴う業務量の増大に対し、適正に業務を執行するため、広域連合事務局については、職員の増員をお願いしており、市町との協議を進めているところでございます。是非ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」につきましては、令和2年度から本格的にスタートしたところであります。国の方針では、令和6年

度中には、全ての市町村で実施することを目標に掲げています。現在、すでに5市町（桑名市、名張市、伊賀市、東員町ならびに津市）で実施をしていますが、いずれ全市町に広がっていくことでもあります。住み慣れた地域で、自立した生活ができる期間を延ばしていく、そして、生活水準の維持を図り、そして向上を図るということで、未実施の市町におかれましては、国からの財源措置がございまして、是非、主体的に取り組むを進めていただくようお願い申し上げます。

「オンライン資格確認等システム」の本格運用が10月20日から開始され、10月17日現在、全国健康保険証の利用登録は、マイナンバーカード交付枚数に対する割合の11.3%ということです。マイナンバーカードをお持ちの約1割ちょっとの方が、すでに健康保険証として利用できる手続きをお済ませになったということでございます。

一方、それを病院に持って行き、病院で保険証として使えるかどうかという、オンライン資格確認を導入した全国医療機関等の数は、全ての医療機関等に対して8.5%という状況でございます。

このようななか、被保険者の利便性の向上を図るとともに、保険者として業務の効率化を図れることから、マイナンバーカードを健康保険証として利用していくことの推進を図って参ります。

以上が、昨今の後期高齢者医療を取り巻く状況であります。

さて、今議会では、専決処分の承認が2件、「副広域連合長の選任同意について」と「令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」の議案が2件、「令和2年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定について」の認定2件について、議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。

午後1時40分 開議

○臨時議長（南澤幸美君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

これより、お手もとに配付の議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1、仮議席の指定を行います。新たに選出されました議員の仮議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○臨時議長（南澤幸美君）

日程第2、諸般の報告を行います。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

四日市市の早川 新平議員、鈴鹿市の大杉 吉包議員、名張市の常俊 朋子議員、鳥羽市の木下 順一議員、玉城町の山口 和宏議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

○臨時議長（南澤幸美君）

日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（南澤幸美君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（南澤幸美君）

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、議席番号21番、市川 岳人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名しました市川 岳人議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（南澤幸美君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました市川岳人議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました市川岳人議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了しました。

それでは、議長と交代いたします。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

○議長（市川岳人君）

ただ今、議長に御推挙いただきました伊賀市議会議長の市川岳人と申します。当議会の円滑な運営に、微力ではございますが努めて参りますので御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

○議長（市川岳人君）

それでは、お手元に配付の議事日程第1号の2により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（市川岳人君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第107条の規定により、議席番号15番、西口昌利 議員、議席番号32番、谷口 宏嗣 議員、を指名いたします。

○議長（市川岳人君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（市川岳人君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号30番、風口 尚議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました風口 尚議員を副議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました風口 尚議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました風口議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（風口 尚君）

失礼いたします。ただ今、副議長に御推挙賜りました玉城町議会の風口尚と申します。微力ですが、皆様方の御指導を賜りまして努めて参りたいと思いま

す。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○議長（市川岳人君）

続きまして、日程第5、承認第1号「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（市川岳人君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

承認第1号について御説明申し上げます。

「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」は、令和3年3月12日付け「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」において、令和3年度における後期高齢者医療の保険料の減免の取扱いが通知されたことに伴い、所要の改正を行うもので、同年3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき当議会に御報告申し上げ、同処分の御承認をお願いするものであります。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。承認第1号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（市川岳人君）

日程第6、承認第2号「専決処分の承認について（三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（市川岳人君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

承認第2号について御説明申し上げます。

「専決処分の承認について（三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約）」は、桑名広域清掃事業組合並びに東紀州環境施設組合が三重県市町公平委員会に加入することに伴い、所要の改正を行うもので、令和3年6月23日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき当議会に御報告申し上げ、同処分の御承認をお願いするものであります。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。承認第2号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長（市川岳人君）

日程第7、議案第9号、副広域連合長の選任同意についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（市川岳人君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第9号について御説明申し上げます。

「副広域連合長の選任同意について」は、三重県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項において、『副広域連合長は、関係市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する』こととされており、この規定に基づき、副広域連合長として、加藤隆（かとう たかし）木曾岬町長を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第9号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、同意することに決定いたしました。

加藤副広域連合長におかれましては、これから会議への出席をお願いします。

〔加藤副広域連合長 入場・着席〕

○議長（市川岳人君）

先ほど選任されました、加藤隆副広域連合長より、就任の御挨拶をお願いします。

○副広域連合長（加藤隆君）

どうも皆さんこんにちは。ただ今、副広域連合長に選任を賜りました木曾岬町長の加藤でございます。選任いただきましたこの上は、前葉広域連合長のもと微力ではございますが、誠心誠意、全力を傾注してその職責を果たさせていただき所存でございます。何卒、皆様方には御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、ひとつよろしく願いたします。(拍手)

○議長（市川岳人君）

ありがとうございました。

日程第8、議案第10号「令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（市川岳人君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第10号について御説明申し上げます。

「令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ459万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,351億4,541万5,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（前田達君）

議長。

○議長（市川岳人君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第10号「令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。資料番号⑧の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、190万6,000円の増額で、一般管理費等の増額によるものです。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、269万円の増額で、特別調整交付金の交付対象事業費の申請に伴う増額です。

続きまして、歳出でございます。9ページ、10ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、385万1,000円の増額で、後期高齢者医療保険料軽減の見直しに係る周知リーフレット追加作業業務委託料194万6,000円の増額、歯科健康診査受診勧奨案内作成業務委託料98万1,000円の増額が主なものでございます。

第2款、医療給付費、第3項、その他医療給付費、第2目、傷病手当金は「新型コロナウイルスに感染した被用者に対し支給するもので、74万5,000円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第10号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（市川岳人君）

日程第9、認定第1号「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（市川岳人君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

認定第1号について御説明申し上げます。

「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、決算等審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要といたしましては、予算現額 1億8,746万8,000円に対しまして、収入済額 1億8,754万7,605円、支出済額 1億8,252万3,963円、翌年度繰越額はございません。歳入歳出差引残額 502万3,642円でございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をいたします。

○会計管理者（川合清久君）

議長。

○議長（市川岳人君）

会計管理者。

○会計管理者（川合清久君）

認定第1号「令和2年度 三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細を御説明いたします。

それでは、資料番号⑫の歳入歳出決算等説明資料1ページの一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして、御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金は、収入済額 1億8,023万4,000円で、これは後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用に係る県内29市町からの負担金であります。

第2款、国庫支出金は、収入済額 333万6,000円で、これは高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業を促進する観点から交付された国の交付金と、三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会の開催に係る諸経費に対する国の交付金であります。

第3款、財産収入は、収入済額 1,877円で、これは財政調整基金の運用利子であります。

第4款、繰入金については、収入済額はありません。

第5款、繰越金は、収入済額 385万7,278円で、これは令和元年度からの繰越金であります。

第6款、諸収入は、収入済額 11万8,450円で、これは預金利子及び会計管理者、会計年度任用職員の雇用保険料実費弁償分等であります。

以上、一般会計の歳入合計は、4ページ、5ページをお願いします。予算現額 1億8,746万8,000円に対し、調定額、収入済額とも1億8,754万7,605円で、対調定収入率は100%となっております。

続きまして、6ページ、7ページをお願いします。歳出でございます。

第1款、議会費は、支出済額 31万6,100円で、対予算執行率は70.7%であります。これは広域連合議会に係る議員報酬及び会議室使用料等であります。

第2款、総務費は、支出済額 1億8,218万2,863円で、対予算執行率は97.7%であります。これは総務管理費、選挙費及び監査委員費で、その主なものは、総務管理費、一般管理費の負担金、補助及び交付金、1億5,166万386円で、これは広域連合へ派遣されております市町職員の人件費負担金等であります。

8ページ、9ページをお願いします。第3款、諸支出金は、支出済額 2万5,000円で、対予算執行率は100%であります。これは前年度であります令和元年度分の国の国庫支出金の清算に伴う返還金であります。

第4款、予備費については、執行はありません。

以上、一般会計の歳出合計は、予算現額 1億8,746万8,000円に対し、支出済額 1億8,252万3,963円で、不用額は494万4,037円、対予算執行率は97.4%であります。

10ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1億8,754万7,605円に対し、歳出総額 1億8,252万3,963円、歳入歳出差引額 502万3,642円、実質収支額も同額であります。

少し飛びますが、30ページをお願いします。財産に関する調書でございます。

一般会計の決算に係りまして、4の基金の内、(1)財政調整基金であります。令和2年度中に193万516円を積み立てましたので、決算年度末現在高は、2,107万1,136円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。認定第1号については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（市川岳人君）

日程第10、認定第2号「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）
議長。

○議長（市川岳人君）
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）
認定第2号について御説明申し上げます。

「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、一般会計と同様に、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、決算等審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要といたしましては、予算現額 2,308億7,430万4,000円に対しまして、収入済額 2,334億3,649万5,080円、支出済額 2,164億8,588万4,867円、翌年度繰越額はございません。歳入歳出差引残額 169億5,061万213円でございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。

○会計管理者（川合清久君）
議長。

○議長（市川岳人君）
会計管理者。

○会計管理者（川合清久君）

認定第2号「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」詳細を御説明いたします。

それでは、資料番号⑫の歳入歳出決算等説明資料11ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして、御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いします。歳入でございます。第1款、市町支出金は、収入済額 425億2,687万3,417円で、これは29市町の負担金で、その内訳は、事務費等負担金、保険料等負担金及び療養給付費負担金であります。

第2款、国庫支出金は、収入済額 772億8,155万2,817円で、これは国庫負担金及び国庫補助金で、その主なものは、療養給付費負担金及び調整交付金であります。14ページ、15ページをお願いします。

第3款、県支出金は、収入済額 183億8,951万9,459円で、これは

県負担金で、その主なものは、療養給付費負担金であります。

第4款、支払基金交付金は、収入済額 859億2,468万1,088円で、これは医療給付に係る現役世代からの支援金で、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金であります。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金は、収入済額 4,927万2,717円で、これは著しく高額な医療費の発生による財政への影響緩和に係る国民健康保険中央会からの交付金であります。16ページ、17ページをお願いします。

第6款、財産収入は、収入済額 52万3,899円で、これは後期高齢者医療事業運営基金の運用利子であります。

第7款、繰入金については、収入済額はありません。

第8款、繰越金は、収入済額 90億1,587万4,976円で、これは令和元年度からの繰越金であります。

第9款、県財政安定化基金借入金については、収入済額はありません。

第10款、諸収入は、収入済額 2億4,819万6,707円です。

18ページ、19ページをお願いします。その主なものは、第三者納付金や返納金等であります。

なお、不納欠損額 122万9,556円については、被保険者の医療費自己負担に係る差額請求等に伴う返納金が、地方自治法第236条第1項による金銭債権の消滅時効となったことによるものです。

また、収入未済額 1,503万1,973円については、医療機関からの診療報酬返還金と被保険者の医療費自己負担に係る差額請求等に伴う返納金に係る収入未済金であります。

以上、後期高齢者医療特別会計の歳入合計は、予算現額 2,308億7,430万4,000円に対し、調定額 2,334億5,275万6,609円、収入済額 2,334億3,649万5,080円であります。

対調定収入率については、第10款 諸収入において、一部収入未済額がありますが、全体としては、概ね100% (99.99%) となっております。

続きまして、20ページ、21ページをお願いします。歳出でございます。

第1款、総務費は、支出済額 20億8,617万902円、対予算執行率は97.3%であり、これは総務管理費、一般管理費の役務費、委託料、使用料及び賃借料、積立金で、被保険者証等の郵送料、広域連合電算処理システム委託料、レセプト管理事務等の国保連合会事務委託料、電算処理システム機器の賃借料及び後期高齢者医療事業運営基金への繰入金等が主なものであります。

第2款、医療給付費は、支出済額 2,107億7,005万6,186円で、対予算執行率は93.8%であります。これは療養諸費、高額療養諸費と、22ページ、23ページをお願いします。その他医療給付費で、その主なものは、療養給付費等、療養費、高額療養諸費、葬祭諸費で、いずれも負担金、補助及

び交付金であります。

第3款、県財政安定化基金拠出金は、支出済額 8,003万8,456円、対予算執行率は概ね100%で、これは県が管理する財政安定化基金への拠出金であります。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金は、支出済額 6,199万3,537円、対予算執行率は概ね96.1%であり、これはレセプト1件当たり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る共同事業拠出金であります。

第5款、保健事業費は、支出済額 12億1,332万108円、対予算執行率は93.9%であります。24ページ、25ページをお願いします。これは医師会及び歯科医師会などへ実施を委託した後期高齢者健康診査及び後期高齢者歯科健康診査に係る費用等であります。

第6款、公債費については、執行はありません。

第7款、諸支出金は、支出済額 22億7,430万5,678円で、対予算執行率は概ね100%であり、これは被保険者の所得更正等による保険料の還付金、市町への療養給付費負担金の前年度精算返還金、国庫負担金及び国庫補助金の前年度精算返還金が主なものであります。

第8款、予備費については、執行はありません。

26ページ、27ページをお願いします。

以上、後期高齢者医療特別会計の歳出合計は、予算現額 2,308億7,430万4,000円に対し、支出済額 2,164億8,588万4,867円となり、不用額は143億8,841万9,133円で対予算執行率は93.8%であります。

28ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2,334億3,649万5,080円に対し、歳出総額 2,164億8,588万4,867円、歳入歳出差引額169億5,061万213円、実質収支額も同額であります。

次に、30ページをお願いします。財産に関する調書でございます。特別会計の決算に係りいたしまして、4の基金の内、(2)後期高齢者医療事業運営基金であります。令和2年度中に14億2,926万6,883円を積み立てましたので、決算年度末現在高は49億9,022万340円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。認定第2号については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（市川岳人君）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

令和3年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時15分 閉会